

# 民 法

## 第1編 総則

### 第1章 通則

#### (基本原則)

- 第1条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
  - 3 権利の濫用は、これを許さない。

#### (解釈の基準)

- 第2条** この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

### 第2章 人

#### 第1節 権利能力

- 第3条** 私権の享有は、出生に始まる。
- 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

#### 第2節 意思能力

- 第3条の2** 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

#### 第3節 行為能力

##### (成年)

- 第4条** 年齢20歳をもって、成年とする。

##### (未成年者の法律行為)

- 第5条** 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

##### (未成年者の営業の許可)

- 第6条** 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
- 2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

##### (後見開始の審判)

- 第7条** 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

##### (成年被後見人及び成年後見人)

- 第8条** 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。